❸

受験番号（記入不要）	27

2027 年度　専修学校専門課程修了（見込）証明書

※出身学校に作成を依頼し、証明を得た上でご提出ください。
　出願者本人が作成するものではありません。

日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）

フリガナ		生　年　月　日
氏　名		西暦 年　月　日
学　校　名	学校　科　課程	
（校名変更があった場合の現時点での校名）	学校　科　課程	
専修学校設置認可年月	西暦　年　月	
上記学科専門課程認可年月	西暦　年　月	

編入学資格確認欄

①～③の条件をご確認のうえ、該当する編入学年次を選択し、□に✓印を記入してください

□ **＜ 3 年次編入学＞　以下の①～③の条件をすべて満たしています**

① 修業年限が 2 年以上でかつ、修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上または総単位数が 62 単位以上、試験などにより成績評価を行っている課程を修了していること。
② 修了した専門学校の専門課程が、学校教育法に定める「専修学校専門課程」の設置認可を受けていること（裏面の注 2 を参照してください）。
③ 高等学校を卒業しているなど大学入学資格（学校教育法第 90 条に規定されているもの）を有すること。

□ **＜ 4 年次編入学＞　以下の①～③の条件をすべて満たしています**

① 修業年限が 3 年以上でかつ、修了に必要な総授業時数が 2,550 時間以上または総単位数が 93 単位以上、試験などにより成績評価を行っている課程を修了していること。
② 修了した専門学校の専門課程が、学校教育法に定める「専修学校専門課程」の設置認可を受けていること（裏面の注 2 を参照してください）。
③ 高等学校を卒業しているなど大学入学資格（学校教育法第 90 条に規定されているもの）を有すること。

在学期間	西暦　年　月入学／西暦　年　月	□ 修了 □ 修了見込	（該当する方にチェック☑してください。）

日本福祉大学学長　殿

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。　西暦　年　月　日

学校所在地

学　校　名

学 校 長 名　　㊞

本証明書・成績証明書を作成いただくご担当者の方へ

- 学校教育法第 132 条に基づき、文部科学大臣の定める基準を満たしている学校であることを、上記に明記してください。作成いただくうえでの参考資料、お願い事項を裏面に記載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。
- **在籍当時の学校名から変更・移管がある場合は、沿革がわかるものを添付してください。**
- 本証明書は、当年度の本学所定用紙となり、原本、直筆による発行をお願いします。
　万一、修正が生じた場合は二重線と訂正印（公印）で受付いたします。

～本証明書発行に関するお問合せ先～
日本福祉大学通信教育部事務室　出願担当　TEL 0569-87-2932

（A27－003－01）

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

本証明書・成績証明書を作成いただくご担当者の方へ

専修専門課程およびその他の学校の編入学資格について（参考資料）

（注）

1．貴校の専門課程への入学が、高等学校卒業またはそれと同等以上であれば編入可能です。

2．専門学校としての認可があれば編入可能です。

本学では、昭和 51 年以前に設置された専門学校につきましても、専門学校としての設置許可が昭和 51 年以降で、資格基準（1 ～ 3）を満たしている場合は編入学を認めます。本証明書の発行については、貴校でご判断ください。

（例）昭和 48 年に各種学校として設置→昭和 51 年に専門学校として設置許可あり　○

3．職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校等の職業能力開発施設は、労働省所管の職業能力開発促進法に基づく訓練施設であり、学校教育法に基づく『学校』とは、全く異なる性格の施設です。したがって、職業能力開発施設からは大学に編入学することはできず、また一般的には学士の学位の取得等もできません。

（文部省通達 10 生生第 8 の 6 号）

専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

（文高専第 185 号　平成 10 年 8 月 14 日付　抜粋）

1. 概要

(1) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第 56 条に規定する大学入学資格を有するものに限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第 132 条）。

文部科学大臣の定める基準は、修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が 1700 時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第 77 条の 8 第 1 項、告示）。

(2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で 1 年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第 77 条の 8 第 2 項）。

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

（18 文科高第 274 号　別紙 2　平成 18 年 8 月 1 日　抜粋）

3. 指定の基準

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（平成 17 年文部科学省告示第 138 号）に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。

〈1〉修業年限が 4 年以上であること

〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 時間以上であること

〈3〉体系的に教育課程が編成されていること

〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること

※上記 3 の基準を満たす課程の修了者に対して、大学院入学資格が与えられています。よって本学では、編入年次を 4 年次とし、入学資格を認めております。